

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果(国からの回答)

I 海区漁業調整委員会制度について

R7年度提案趣旨

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に対して、確実に対処していくためには、多くの議論が必要であり、安定した財政基盤の裏づけが必須です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

R7年度提案		回答、状況等
1 1 海区漁業調整委員会制度の堅持 海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。 [繙続]	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。 2 <u>令和2年に施行された漁業法等においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていくよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。</u> [内容変更]	[繙続]
2 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保 漁業法改正に伴い、資源管理や漁業許可、漁業権に関する知事からの諮詢等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構として適切な運営が確保されるよう、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。 [繙続]	【水産庁】 漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであります、引き続き、海区漁業調整委員会の運営に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。 【参考】漁業調整委員会等交付金 予算推移 令和2年度 181,302千円 令和3年度 181,302千円 令和4年度 181,302千円 令和5年度 176,302千円 令和6年度 176,302千円 <u>令和7年度 171,302千円</u> [繙続]	[繙続]
3 3 新たな漁業関係法令の改正について 海区漁業調整委員会の役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するため、国は海区漁業調整委員や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。 [繙続]	【水産庁】 1 海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。 2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。 [繙続]	[繙続]

R7年度提案		回答、状況等
4 4 海区漁業調整委員及び事務局職員の資質向上について	<p>【水産庁】</p> <p>1 海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、<u>委員会の権限と役割について御理解いただくことも</u>重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、<u>様々な機会をとらまえて委員にご説明してまいりたい。</u></p> <p>内容変更</p> <p>2 <u>また、委員会の事務作業や手続きを担う事務局職員の資質向上も必要と考えていることから、例年、海区漁業調整委員会事務局職員研修会及び都道府県漁業調整担当者会議の中で、海区漁業調整委員会の役割と権限について資料を配布の上説明し、理解醸成を図っているところであります、まずはこの場を活用いただきたい。</u></p> <p>新規</p> <p>3 <u>また、解説書の作成については、貴会において作成し、関係者と共有するなど、貴会の更なる活動活性化の観点から工夫していただきたい。</u></p> <p>新規</p>	

II 沿岸漁場の秩序維持について

R7年度提案趣旨

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがす問題となっています。

改正漁業法及び水産流通適正化法により罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たないことから、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。

つきましては、沿岸漁場の漁業秩序を維持し、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

R7年度提案	回答、状況等
1 ①違法操業の取締強化等 ②漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 ③漁業者が実施する密漁パトロールに伴う費用や、密漁防止看板の設置等啓発にかかる費用等に対し、総合的な支援策を図ること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 継続</p> <p>2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続</p> <p>3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続</p> <p>4 また、昨年11月に「令和6年度漁業監督公務員研修会」をWEB会議を併用して開催し、法務省、警察庁、海上保安庁、水産庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、同様に開催を予定している。 継続</p> <p>5 沿岸域での密漁対策については、都道府県、海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が、関係漁業者等と連携して実施することが効果的であると認識している。 継続</p> <p>6 密漁対策の支援としては、都道府県への交付金により、密漁対策に資する密漁防止看板や監視カメラ等の必要な資機材の導入のほか、監視活動の支援を行っているところである。 継続</p> <p>7 また、漁協、都道府県、警察及び海上保安庁等の関係者が密接に連携し、情報の共有、取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の取組を推進するとともに、水産物流通の適正化、一般市民への啓発を合せて行うことにより、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。</p> <p>今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 継続</p>

<p>2 「密漁もの」の流通防止</p> <p>①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、「密漁もの」を主体的に排除するよう指導・啓発活動を強化すること。</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入支援により、現場の負担を軽減するための措置を講じること。</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通していることから、水産流通適正化法の適用開始に向けて、国主導による流通の透明化を推進すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、拘禁刑3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。</p> <p>2 なお、都道府県への交付金により、 ① 悪質化広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催 ② メディアの活用や看板設置等による普及啓発 ③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備 を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。</p> <p>3 水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には隨時県とも連携しつつ立入検査を行っているところ。</p> <p>4 また、<u>令和6年6月に成立した漁業法及び水産流通適正化法の一部を改正する法律において、太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)について、TAC報告事項に採捕した個体の数の追加等の措置を講じるとともに、漁業者、流通事業者に対して、個体の重量等の情報伝達や取引記録の作成・保存等の義務付けの措置を講じることとしたところ。令和8年4月の施行に向けて、運用通知等の整備とともに、説明会の開催等きめ細やかに関係事業者等への周知を行っているところである。</u></p> <p>5 水産流通適正化法に基づく電子システムへの支援については、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための伝達システムを国で構築・運用しているところである。<u>また、太平洋クロマグロに関する情報伝達等にも利用できるよう改修等を行っているところである。</u></p> <p>6 シラスウナギについては、令和7年12月から水産流通適正化法が適用されることに向け、同法による<u>漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存等の義務が円滑に履行されるよう、利便性が高いトレーサビリティシステムの開発を支援しているところ。</u></p> <p>7 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 拘禁刑3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 拘禁刑3年／罰金200万⇒拘禁刑3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円⇒ 罚金100万円</p>
---	--

III 太平洋クロマグロの資源管理について

R7年度提案趣旨

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。

これまでの資源管理の取組が定着し資源の回復が見られている中、漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加し、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであつた海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。

つきましては、漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

R7年度提案	回答、状況等
1① 1 クロマグロ資源の適正利用 ①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現 ア 日本の漁獲枠の増枠 太平洋クロマグロの資源は順調に回復していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)等国際会議で、引き続き、議論をリードし、国際的なルールに則った漁獲枠拡大に取り組むこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 資源管理の取組の結果、クロマグロの資源は回復傾向にあり、昨年の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、小型魚10%、大型魚50%を基本とする増枠等が決定され、日本の漁獲上限も、2025年から、小型魚4,407トン(400トン増)、大型魚8,421(2,807トン増)に増枠された。また、未使用漁獲枠の繰越については、原則5%以内であるところ、昨年の年次会合では、17%に拡大する特例措置を期限なく適用できることが合意された。</p> <p>2 昨年合意されたWCPFC保存管理措置は2026年に見直しを行う旨規定されているが、次回の漁獲上限の見直しは、現在議論中の新たな管理方式に基づき行われる見込みであるところ、同管理方式の議論を着実に進めていく必要がある。引き続き、漁業関係者の皆様による資源管理の取組を後押ししつつ、国際社会における議論を積極的に主導してまいりたい。</p> <p>新規</p>
イ 資源評価結果を反映した増枠の実現 最新の情報を漁獲枠へ迅速に反映させるため、資源評価を毎年実施し、国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の更なる増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。 継続	<p>3 なお、次回の資源評価は2027年を予定しているが、資源評価については、国際的な科学機関であるISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)に関係国・地域の研究者が集まり、相当な時間と労力を費やして実施されるものであり、また、1年間では資源評価に係るデータの更新が限定期的なものとなることから、1年ごとの資源評価は現実的ではない。</p> <p>継続</p>

<p>1(2) (2)漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用 ア 沿岸漁業に配慮した配分 国内の漁獲枠配分に当たっては、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業の操業特性に配慮した配分とし、規制の方針については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応し、知事管理区分への配分枠を増やすこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 <u>くろまぐろの国内配分については、水産政策審議会の下に学識経験者や、沿岸漁業者の団体の代表を構成委員とする「くろまぐろ部会」を設置し、そこでとりまとめた「配分の考え方」に基づき行っている。</u></p> <p>2 <u>昨年の増枠を踏まえた国内配分についても、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところである。</u></p> <p>3 <u>さらに、国の留保枠からの配分については、「配分の考え方」に基づき、小型魚・大型魚ともに全量を沿岸漁業に配分している。</u></p>
<p>イ 来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し 資源量の増加とともに沿岸域への来遊量が増えている近年の来遊状況の変化にも配慮し、また、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、<u>負担の公平性という観点から</u>、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないよう見直すこと。 また、配分方法について協議するための検討会を設け、協議の場に各都道府県の沿岸漁業の代表者が参加できるようにすること。</p>	
<p>ウ 定置網の突発的な入網への対応 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、突発的な入網や混獲による積み上がりへ柔軟に対応できるよう、留保枠の有効活用や全国枠の確保などの仕組みを確立すること。</p> <p>エ 枠の融通と留保枠の有効活用 国の留保枠については、これまでと同様、沿岸漁業に配慮した柔軟な配分をお願いする。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や<u>都道府県の漁獲枠を裁量で管理できるよう検討すること</u>。また、<u>管理年度当初に盛漁期となる地域があることから、留保からの上乗せ配分については、当初枠に反映させるなど、可能な限り早期の配分を実施すること</u>。</p> <p>国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には過去の漁獲実績だけで算定するのではなく、漁獲制限による漁業経営への影響の大きさ、負担の度合い、資源に与える影響の度合いも考慮し、都道府県間の漁獲量の融通について不公平が生じることがないよう管理期間の見直しも検討すること。</p>	

<p>1③(3)沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すとともに、資源の回復による漁獲枠の増大に見合った新規承認を実現し、これを維持すること。</p>	<p>【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出している。また、令和7管理年度においては、都道府県が漁獲可能量の遵守に支障を及ぼさない範囲で、新規承認を日本全体で5,000を超えない数まで認めることとし、結果として約2,800の新規承認があつたところである。 内容変更</p> <p>2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸まぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県で管理手法の検討をしていただく必要があると考えるが、知事による管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。 継続</p> <p>イ 大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、明らかに他県の管轄に属する海域で操業するものについては、船籍県の管理が及ばないため、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、遊漁と同様に国によって管理すること。 継続</p>
<p>2①2 定置網等における管理手法の確立及び支援措置 ①漁業種類ごとの特性に配慮した資源管理 ア 定置網等 定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。 規制の方法については、沿岸漁業者が過大な犠牲を強いられることにならないよう慎重に対応すること。 継続</p> <p>イ 大中型まき網漁業 産卵量を安定して確保するためには、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。 継続</p> <p>ウ 大臣許可漁業 資源管理の推進に当たっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。 大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。 継続</p>	<p>【水産庁】 1 昨年の増枠を踏まえた国内配分については、くろまぐろ部会で丁寧に議論した上で令和7管理年度以降の「配分の考え方」を決定し、漁業種類ごとの近年の漁獲実績をベースとしつつ、特に大型魚については、放流等の負担の大きい沿岸漁業に配慮した配分を行ったところ。 内容変更</p> <p>2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を推進しているところである。 内容変更</p> <p>3 産卵親魚の漁獲規制については、 ① ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされているところである。 継続</p> <p>削除 このことから、令和6管理年度の大中型まき網漁業への小型魚の配分については、約300トンを大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年である2002年から2004年の平均漁獲実績の5分の1にまで減少させているところである。</p> <p>削除 4 一方で、「くろまぐろ部会」のとりまとめでは、「多数の沿岸漁業者産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。</p> <p>4 大臣許可漁業との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。 継続</p>

<p>2(2) (2)混獲回避及び適切な数量管理 ア 混獲回避及び再放流技術開発 定置網の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具の開発、再放流の手法開発など実用的な技術を早急に確立し、技術普及が促進されるよう、導入支援を実施すること。 また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。</p>	<p>【水産庁】 1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、平成30年度補正予算からは漁船漁業にも対象範囲を拡大している。令和6年度補正予算においても、機器等の導入及び改良に対する支援を実施しており、既にご活用いただいているところ。</p>
[繼続]	[繼続]
イ いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発	[内容変更]
ウ クロマグロ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施すること。	[新規]
[新規]	[新規]
エ 適切な数量管理	[新規]
数量管理を適切に実行するに当たり、放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。 沖合底びき網に死んだクロマグロが入網するような事例を根絶するため、監視体制を強化すること。	<p>5 資源管理のための放流の取組みについては、海上保安部でもご理解いただいているとの認識だが、海上保安部との間で何か問題等がある場合は、隨時ご相談いただきたい。</p> <p>6 また、沖合底びき網漁業にクロマグロの死骸が入網し、同時に入網したずわいがに等の漁獲物に被害が生じた例があることは承知しており、実態把握や原因究明のため、入網した際の情報を収集しているが、残念ながら、現時点では原因等は明らかになっていない。引き続き、関係漁業者に死亡個体は水揚げしTAC報告を行うよう指導を行うとともに、漁業者からの情報提供も得ながら、原因の調査を含め再発の防止に努めてまいりたい。</p>
[繼続]	[繼続]
[繼続]	[繼続]
オ 混獲回避型休漁支援	[内容変更]
混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。	[繼続]
[繼続]	[繼続]
カ 漁業収入安定対策事業の拡大	[繼続]
資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じ、漁業者が安心して経営の継続ができるよう、支援措置を継続実施すること。	[繼続]
[繼続]	[繼続]
キ 迅速な支払い	[繼続]
上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。	[繼続]
[繼続]	[繼続]

<p>才 産地魚市場や水産加工業者等への対策 産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>(才について) 1 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。 2 また、水産加工業に対しては、地域の水産物を活用して生産・加工・流通業者が連携して行う原材料転換や新商品開発等の「売れるものづくり」に向けた取組を支援している。</p>
<p>力 いか釣り漁具被害対策 クロマグロの大量来遊により、イカの漁場形成が阻害されて漁獲が減少する操業被害や、いか釣り漁具が切られる漁具被害が生じているため、イカ水揚額の減少に対する補填や新たな漁具の購入への支援などの対策を講じること。</p>	<p>(力について) 1 クロマグロによるものと思われる操業被害・漁具被害が発生していることは承知している。 2 操業被害による漁業収入の減少については、漁業共済及び積立ぶらすにより支援を行っているため活用いただきたい。 なお、スルメイカについては、資源状態が管理目標を著しく下回っており、管理目標の実現に向けて他の資源よりも強い資源管理を実施することにより早急な回復を図る必要があることから、令和7年度より補償水準を特例的に引き上げる強度資源管理タイプの対象に追加したところである。 また、漁業共済の基準金額(5中3)が、近年の不漁の影響で低くなってしまうというお話を伺っているが、漁業共済で4年間の長期継続申込特約を付けると、この4年間の5中3の下限が前年の基準金額の90%となる仕組みがあるのでご活用いただきたい。</p>
	<p>3 また、クロマグロによる漁具被害対策に関する要望の声については認識しているが、 ① 一般的に、糸や針、おもりといった漁具は消耗品であり、支援に馴染まないこと ② 漁業共済・積立ぶらすの減収補填では、漁業収入を支援対象としており、漁業収入で賄われる操業経費もカバーしており、この操業経費の中には漁具も含まれていること などから、新たな支援を行うのは慎重な検討が必要と考えているところである。</p>
<p>2④ ④漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るために、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p>	<p>【水産庁】 1 クロマグロについては、各漁業協同組合や都道府県の関係者の皆様に、迅速な漁獲報告にご協力をいただいているところである。 2 一方で、漁獲報告に関しては、事務負担の軽減が課題となっていることから、漁協及び産地市場から電子的に収集した水揚げ情報等の活用を検討する等、引き続き漁獲報告に係る事務負担の軽減に取り組んでまいりたい。</p>

3 遊漁者等の操業自粛措置 ア 周知指導 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、資源管理制度について広く周知し、国が広域的かつ関係省庁の横断的な連携により監視活動を強化し、採捕自粛や停止を強く指導し、違反者への取締りを強化すること。 イ 採捕報告 遊漁者等からの迅速、確実かつ漏れのない採捕報告体制を確立するため、報告システムの構築と法体系を整理すること。 ウ 遊漁制度 クロマグロ遊漁はライセンス制とし、国が適切な管理を行うこと。	<p>【水産庁】 (アについて) 1 クロマグロに関する資源管理措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどのほか、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っている。 [繼続]</p> <p>2 また、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、大型魚の全国の採捕数量が5トン／月を超えるおそれがある場合は、当該月の末日まで採捕を禁止する旨を公示し、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を図っている。 [内容変更]</p> <p>3 さらに、取締りについては、これまで都道府県や海上保安庁連携してマリナでの実地指導等を実施しているところであり、違反が確認された場合には、農林水産大臣による裏付命令を発出しているところである(当該命令に従わなかつた場合、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金等)。 引き続き、関係機関と連携しつつ、取締りの強化を図ってまいりたい。 [内容変更]</p> <p>(イについて) 4 遊漁で採捕したクロマグロの報告については、報告用WebサイトやLINEから採捕量等の報告を義務付けており、報告期限については、令和7年4月から、陸揚げ後3日以内から1日以内に短縮し、迅速な報告を求めている。 [内容変更]</p> <p>5 また、採捕報告を集計する際に報告内容に不審な点があった場合、報告者に連絡し、報告内容等の確認を行うとともに、疑義情報に接した際には、関係機関と連携して調査等を行っている。 [繼続]</p> <p>(ウについて) 6 今後のクロマグロ遊漁管理については、令和6年3月に策定・公表した新たな資源管理ロードマップに基づき、現行の制度・運用について強化するとともに、令和8年4月から導入する予定の届出制による管理を推進し、管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理への移行を推進していくこととしている。 [内容変更]</p>
---	---

IV 沿岸資源の適正な利用について

R7年度提案趣旨	
<p>水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。</p> <p>一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いている。さらに、北太平洋の公海でのサンマについては、<u>令和6年4月、北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和6年の措置として、公海におけるTACを15万トンから13.5万トンに削減する等の措置が合意された</u>ものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。</p> <p>大中型まき網漁業等の漁獲対象がクロマグロの漁獲制限により、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。</p> <p>つきましては、漁業者が長年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。</p>	
R7年度提案	回答、状況等
1① 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整 ①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を目的とする関係者会議の積極的で継続的な開催及び大臣許可漁業に対する規制期間や区域の見直しによる実効性のある規制措置を検討すること。 [続続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、一方的な大臣許可漁業に対する規制の強化は困難であるが、<u>海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ</u>、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>
1② ②沖合漁業に対する指導調整 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自肃)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては隨時操業の条件として内容を盛り込むこと。 [続続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>3 一方的な沖合漁業に対しての規制強化は困難であるが、水産庁としては、<u>海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ</u>、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p>

R7年度提案	回答、状況等
①③カツオ、スルメイカにおける漁業調整 カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組みを進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理の強化に加えて、国主導により関係漁業者が安定的な漁獲ができるよう、操業調整を早急に行うこと。 【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、 最近の急激な 海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、(国研)水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、これらについても精度向上に取り組んでいるところである。 2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきてている。 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが必要と考える。 2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。
④海洋環境の変化への対応 海洋環境の変化・変動と各種水産資源の資源量、漁場形成の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、 最近の急激な 海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、(国研)水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、これらについても精度向上に取り組んでいるところである。 2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきてている。 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが必要と考える。 2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、 最近の急激な 海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、(国研)水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、これらについても精度向上に取り組んでいるところである。 2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきてている。 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが必要と考える。 2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。
⑤沖合漁業の漁船の大型化への対応 いわゆる「もうかる漁業」や「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針などによる漁船の大型化は、資源や漁場について沿岸漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、このような措置を進めるに当たっては、事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。 【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが必要と考える。 2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。	【水産庁】 1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。 2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。 3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。 【水産庁】 1 適切な資源管理を推進するためには、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。昨年3月に策定・公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、資源調査や海洋観測等により、生物情報や海洋環境データ等を収集し、 最近の急激な 海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価に取り組んでいるところである。 また、(国研)水産研究・教育機構では漁海況予報の発表も実施しており、これらについても精度向上に取り組んでいるところである。 2 また、沿岸漁業であれ、沖合漁業であれ、海洋環境や水産資源が変化・変動する中、これに適応する操業が求められていると認識しており、水産庁としては、このような対応への支援を行ってきてている。 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が行われるよう指導してきたところであり、大中型まき網漁業に限らず、一方的な規制強化は困難であるが、今後もこうした取組を継続してまいりたい。 【水産庁】 1 労働人口が減少する中で、漁業を職場として選んでもらうためには、漁船の大型化を通じた、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性の向上を進めていくことが必要と考える。 2 一方で、資源の適切な管理を確保する必要があることから、漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、居住性・安全性・作業性の高い大型漁船の導入等による収益性向上の実証の取組への支援を行う際には、これまででも、適切な資源管理措置を講じることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。 3 漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当て(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、 海洋環境の変化が漁業に影響を及ぼし、この変化の対応に向けた取組が行われていることも踏まえつつ 、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。

R7年度提案	回答、状況等
2① 2 マサバ太平洋系群の適正利用 ①大中型まき網漁業、ロシア漁船による漁獲の指導管理 親魚量の増大と漁獲圧の適正化を図るため、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き、資源管理の取組みを強力に指導すること。 我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視し、漁獲物の組成等の透明化等、資源に影響が及ぼないよう管理するとともに、我が国の漁船の安全操業を図ること。 伊豆諸島近海はマサバ太平洋系群の主産卵場であることから、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう、また、秩序ある漁場利用を図るため、当該海域における大中型まき網漁業の操業を注視し、適時、適切な指導を行うこと。 【水産庁】 ②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定 目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てるこ。 【水産庁】	<p>1 マサバ太平洋系群については、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)を実現する資源量水準の達成を目標とするTAC管理を開始するとともに、ご指摘の大中型まき網漁業においては、令和3管理年度より漁業法に基づく漁獲割当て(IQ)方式により管理をしているところである。また、令和7年7月からの令和7管理年度開始に向けて、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直したところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、日本漁船の安全な操業を確保するため、ロシア漁船の操業禁止期間や操業禁止区域、ロシア漁船と我が国漁船の距離等の操業規制を行っているところ。ロシア漁船に対しては、これらのルールの指導・取締りを行うとともに、立入検査等により漁獲量等の確認を実施している。引き続き、日本漁船の安全確保に向け交渉に臨むとともに、国内における資源管理の効果が損なわれないよう監視・取締りに取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸含め複数の漁業が同資源を利用していると承知しているが、その利用の在り方については、数量管理を基本としつつ、地域の各漁業における漁場利用の実態も踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最新の科学的知見を踏まえて実施される資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 これまででも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価では、漁獲以外の海洋環境の影響を考慮した管理基準値の提案や将来予測が行われ、これに基づく資源管理を実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 マサバ太平洋系群については、生物特性(成長・成熟)が歴史的に見て非常に悪い状況にあることを考慮した資源評価結果に基づき、令和6年度中に資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)を3回開催し、その結果を踏まえて資源管理方針を見直した結果、令和7管理年度のTACは前年比で6割削減となつた。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>4 また、大中型まき網漁業においては、漁獲割当て(IQ)方式によりTAC管理が行われており、漁獲対象が、より高い魚価が見込める大型魚へシフトすることが期待される。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>5 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理に取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
2② ②海洋環境変化を加味した目標管理基準値の設定 目標管理基準値は、海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけではなく、漁獲サイズにも焦点を当てるこ。 【水産庁】	

R7年度提案	回答、状況等
2③ ③漁業者等の関係者に十分配慮した資源管理措置の実施 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。 [続続]	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁業法に基づく資源管理の推進に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 また、資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>3 こうした目標を目指す過程で一定以上の減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業収入安定対策事業によりその減収を補填しているほか、漁業経営セーフティーネット構築事業や水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>
3 3カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。 また、沿岸小型船によるひき縄漁業が安定した操業の確保ができるよう、大臣許可漁業と沿岸ひき縄漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向け、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要であることは認識している。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p> <p>2 2022年にWCPFCで採択された管理方式では、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続等が定められている。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>3 本年、WCPFCにおいて、カツオの資源評価が実施される予定であるところ、資源評価の結果を踏まえ、管理方式が適切に実施されるよう対応するとともに、2026年に見直しが予定されているカツオ等の保存管理措置についても、必要に応じて見直しを働きかけてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等をすることで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[続続]</p>

R7年度提案		回答、状況等
4	<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 <u>北太平洋公海における外国船の漁獲圧が高まっていることから、サンマ等公海で漁獲されている資源の適正な管理に向け、TACの更なる縮減など、より実効性の高い資源管理措置が実現するよう協議を進めること。</u> <u>公海におけるサンマやマサバの資源調査の充実を図るとともに、外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</u></p> <p style="text-align: center;">内容変更</p>	<p>【水産庁】 <国際的な資源管理の推進></p> <p>1 北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 サンマについては、<u>本年3月に開催されたNPFC第9回年次会合において、2025年の措置として、公海におけるTACを昨年の13万5千トンから10%削減した12万1500トンに削減する等の措置が合意された。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 マサバについても、同会合において、公海における漁獲量を<u>昨年の10万トンから約3割削減し、7万1千トンに制限する</u>措置が合意された。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>4 <u>さらなる強化に向けて、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存である。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p><科学的評価の実施></p> <p>5 また、外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
5①	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>①VMS情報の多様な活用 <u>沿岸資源の適正な利用や資源管理推進のための新たなロードマップ(令和6年3月15日公表)</u>の取組み、資源評価の向上等のため、VMS情報による操業実態の多様な活用等について、国及び都道府県における意見交換や検討会の場を設けること。</p> <p style="text-align: center;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 VMS設置及び常時作動については、漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のために必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 VMS情報については、</p> <p>① 法の規定に即して利用しなければならず、 ② 個別具体的な取締情報であり、厳重な取扱いが求められることから、ご指摘のような「多様な活用」は基本的には困難であるものの、国としてこれらの観点を踏まえた適切な活用を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

R7年度提案	回答、状況等
5② ②VMSを有効に活用した取締強化 VMS情報を積極的に活用した、より実効性のある監視・取締りを強化すること。 また、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 大臣許可漁業については、全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けてきたところであるが、漁船の操業状況等を把握できるVMSの必要性は高まっていることから、令和5年度に漁業法を改正し、通信を妨害する行為等を禁止するとともに罰則(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)を措置したところである。引き続きVMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行なう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 なお、操業秩序を維持するためには、沖合漁業だけでなく沿岸漁業についても違法操業が必要であり、都道府県による指導・取締りの徹底をお願いする。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
5③ ③AISの利用普及 AISの利用普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。 継続	<p>【水産庁】</p> <p>1 AISの利用普及については、 ① 設置漁船に対する漁船保険料の助成 ② 高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援 ③ スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進等の取組を実施しているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間ににおけるポスターによる周知啓発の実施等、AISの普及に向けた指導に努めている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁業の安全対策に取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【国土交通省海事局】 AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
6 6 海上大規模開発事業の関係者説明 風力発電等の海上の大規模開発事業について、地元のみだけでなく漁場利用等で関係する他都道府県漁業者等についても早期に情報を伝達し、かつ誠実に説明を行うよう開発者を指導すること。 内容変更	<p>【水産庁】</p> <p>1 現在、国全体として、2050カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーを推進しており、洋上風力発電設備の設置については、「再エネ海域利用法」(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)に基づき、漁業等との調和に配慮しながら進めることとされている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 同法では、洋上風力発電事業の実施により「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることが要件の一つとして規定されている。そのため、具体的な案件形成においては、関係漁業者への十分な情報提供や議論を行い、漁業への支障の有無を確認する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 案件によっては、関係する漁業者が、地元の漁業者に限られない場合もあることは認識しており、関係都道府県に対しては、利害関係のある漁業者をきちんと把握し、その者の意見を丁寧に聴いた上で進めるよう求めているところ、引き続き、経済産業省及び国土交通省(再エネ海域利用法の主務省庁)とも連携して対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

R7年度提案趣旨

改正漁業法では、TAC魚種の拡大など新たな資源管理措置が図られ、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱いています。

また、新たな制度の運用にあたり、事務の円滑化や漁獲報告の負担軽減が求められております。

つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。

R7年度提案		回答、状況等
1 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化 ①事務の円滑化 改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、「水産資源の適切な管理」や「漁業秩序の確立」等を推進するため、改めて、国、都道府県及び関係漁業者等の円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。 新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に対して柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。 ②申請、報告システムの構築 システムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、令和7年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。	【水産庁】 1 これまで、漁業法の円滑な運用のため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 2 円滑な制度運用に向けては、都道府県や関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に對して、必要な指導・助言を行ってまいりたい。 3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、 <u>漁獲情報デジタル化推進事業等</u> により、関係者の負担が軽減されるよう各種システムの構築を進めてきたところであります、漁獲報告に関しては、都道府県のご尽力により、既に全国500箇所以上の産地市場・漁協等から水揚げ情報を収集する体制が整備され、運営されている状況である。 4 <u>引き続き、令和6年</u> 3月に公表した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に沿って、国のシステムの整備を進めることにより、現場の事務負担を軽減するデジタル化に取り組んでまいりたい。 削除 <u>なお、報告体制についてはほぼ構築が済んでいると認識しているが、引き続き都道府県の事情に応じて相談に対応して参りたい。</u>	継続 継続 内容変更 継続 削除 <u>なお、報告体制についてはほぼ構築が済んでいると認識しているが、引き続き都道府県の事情に応じて相談に対応して参りたい。</u>